

平成30年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成30年8月17日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成30年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成30年8月17日（金）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己
5番 西辻 政親 6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實
8番 上田 静可 9番 柳 葵

以上8名出席

●出席推進委員

以上一名出席

●欠席委員

以上一名欠席

●事務局員 事務局長 小西 敏嗣
事務局長 門谷 佳彦・民農 里英

●関係者

●議事事項 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について

報告第7号 農地の転用事実に関する登記官の照会について

報告第8号 平成30年度農業委員及び農地利用最適化推進
委員等研修会について

その他

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、平成30年度第5回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが本日出席委員8名、欠席委員0名です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。皆様お忙しい中ありがとうございます。今年、記録的な猛暑の中、皆様には水不足や農作物の被害など大変苦勞されてることと思います。まだまだ残暑続くと思いますので、くれぐれも、特に熱中症に気をつけていただきまして、調査等もお願いしている中ではありますが、どうぞお体を御自愛のほどよろしく願いいたします。以上です。

事務局（民農里英）

ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は5番西辻委員、6番森脇委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出について高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願いいたします。

議長

こんにちは。

それでは、天気もいいですし、何とか雨もちょっと降っただけでちょっと水、まだ足りないと思いますけど、農作物先ほどいいましたようにちょっと不足のところもあると思いますが、これからもよろしく頑張っていきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より説明、お願いいたします。

事務局（民農里英）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について。高野町長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので、農業委員会の決定について意見を求める。平成30年8月17日提出。高野町農業委員会会長、柳 葵。

今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定につきましては1件でございます。次ページよりご覧いただきますようお願いいたします。

まず最初に番号30-10。農地の所在、花坂字・・・・・・・・。地図につきましては3ページに載っております航空写真をごらんください。1目につきましては田、現況地目も田でございます。農振区部については、農振農用地内、面積は546平方メートル、権利の設定は、使用貸借権の設定。権利の設定を受ける者の住所氏名は、公益財団法人和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ町2-1、理事長、下 宏氏。利用権の設定をする者の住所氏名、高野町・・・・・・・・、.....氏。利用目的については水田で、水稲作付で行います。

期間については3カ年、賃料については使用貸借権のため無償でございます。

今案件は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要がございます。

今回の利用権設定を受ける者は、公益財団法人和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ町2-1です。利用目的は、水田として3カ年で行うことでございます。本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合様に書類作成等のお手伝いをいただいております。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。ご審議願います。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がございましたが、御意見、御質問ございませんか。

御意見がないようですので、議案第7号については、同意したいと思えます。

報告第7号「地目変更登記にかかわる登記官からの照会」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（民農里英）

報告第7号「農地の転用事実に関する登記官の照会」について

和歌山県地方法務局橋本支局登記官より別紙農地について照会があったので報告する。平成30年8月17日提出、高野町農業委員会会長、柳 葵。

御報告させていただきます。番号1番、別紙1、5ページをご覧ください。

番号1番の土地の所在、花坂字・・・・・・・・番。場所については6ページの左側の写真をご覧ください。

申請人の住所、氏名、花坂字・・・・番、無量寺です。登記簿は畑、農振区分は、農振農用地外、面積は512平方メートル。変更後の地目、境内地でございます。

本件につきましては、平成30年7月2日付日記第68号で、和歌山地方法務局橋本支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

今回は和歌山県より委託を受けました脇田登記測量事務所の申請により、地目変更登記申請があったものです。現地確認につきましては、平成30年7月6日、上田委員及び事務局3名で行い、境内地として使用され現在に至っていることを確認しております。

また、昭和27年の農地法施行以前により、境内地として農地以外の現況であったことから、違反転用ではないと判断しております。

以上のことから、転用に関する許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを回答しておりますので、御報告いたします。

この処理につきましては、2週間以内に回答することが国の通知で決められておりますので、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので御報告いたします。

番号2番です。土地の所在、花坂字・・・・番、場所については6ページの右側をご覧ください。

申請人の住所氏名、橋本市・・・・番地、・・・・氏、登記簿は田、農振区分、農振農用地外、面積は37平方メートル、変更後の地目、公衆用道路、地目変更の日付、年月日不詳。本件につきましては、同じく平成30年7月2日付日記第69号で和歌山県地方法務局橋本支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。登記地目がある農地である土地に農地以外の地目へ地目変更申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

今回は和歌山県より委託を受けた脇田登記測量事務所に申請により、地目変更登記申請があったものです。現地確認につきましては、平成30年7月6日、上田委員、事務局3名で行い、公衆用道路として使用され現在に至っていることを確認しております。

今回の申請地が林道であることから、農地法施行規則第29条6項に定められる農地の転用の制限の例外により違反転用でないと判断しております。

以上のことから、転用に関する許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを回答しておりますので御報告いたします。

事務局（民農里英） この処理につきましては2週間以内に回答することが国の通知で決められておりますので、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので御報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明ございましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

上田委員 8番上田です。報告してくれてある日は、いつなんですか。

事務局（門谷佳彦） 通知出した日ですか。ちょっと調べます。
調べる間なんです、ふだん地目の変更をしていただく場合には20年以上たっておる事案については2条の申請に基づくものでやっていたらいいものと、その他については4条、5条の転用というふうなのが農業委員会、農地法で決められたルールとなっております。今回の場合については昭和56年に農林水産省、当時の農林省のほうから登記上の地目の変更、地目が農地である土地の農地以外への地目転向登記にかかる登記官の照会の取り扱い。この時代にぼんぼんと登記官の、地目の変更については不動産登記法に基づく地目認定なんで登記官がそういう権限をもってされているということが多かったんですが、何でもかんでもやっとなんていう時代があって、これを一定のルールを決めようということに基づいてやるものです。

1件目の無量寺については、事務局の判断材料としては、無量寺は建てられてから相当古いものでございます。それについては農地法の施行する以前から寺が建っているということが推測されることから、農地法の適用を受けるものではないのでこの地目変更の照会については問題ないと。違反転用の事実もないということを確認した。

もう一つ2番については先ほど説明があったように、農地法の施行規則の中で転用制限の例外があるものです。

この29条第6項というのは、地方公共団体、都道府県等を除くがその設置する道路、河川、堤防、水路もしくはため池またはその他の施設で土地収用法第3条各項に挙げるものの敷地に供するため、その区域内にある農地を農地以外にするものの場合に当たるということで、今回もこれは違反転用ではないという判断をしております。

法務局への回答は平成30年の7月10日に和歌山県地方法務局橋本支局登記官に送っております。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明ございましたが、何か御質問、御意見

ございませんか。

ないようですので、同意したいと思います。

議長

続きまして、報告第8号「平成30年度農業委員会並びに農地利用最適化促進委員会などの研修会について」事務局より説明お願いいたします。

事務局（民農里英）

報告第8号「平成30年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について」、和歌山県農業会議事務局長より平成30年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開会について通知があったので報告する。平成30年8月17日提出。高野町農業委員会会長、柳 葵。

平成30年度農業委員等研修会が9月27日木曜日に粉河ふるさとセンターで行われます。今回の研修は農地利用の最適化をはじめ、関係業務の研さんを行うとともに、相互の情報交換を行い、今後の体制や取り組み強化のための契機となることを目的としております。

事務局（門谷佳彦）

皆さん、お忙しいと思いますが、年に1回の研修でございます。必ず参加していただきますよう、お願いします。これにつきましては費用弁償のほうで事務局のほうから日当等をお支払いするようになりますので、よろしく願いをいたします。

議長

皆さま参加していただきたいと思います。
ほかにないですか

井坂委員

2番井坂です。ちょっとある人から声がありましたんやけど、薬草っていうのかな、そういうのがつくられてるけども、自然に生えてる、スギナにしてもみなあれ薬草になりますわな。シカからみな食べるぐらいやからね。せやから、そういう薬草に力を入れてもらって、それやったら年寄りもひいたりぐらいはできるやろうから、乾燥もそのあといろんな経路たどって行って薬草ちゃんになるんやけども、そういうのを事務局から考えてもらって、そこまですっと面倒見ていただけるようなシステムを考えてもらえんかなという話ありまして。

事務局（門谷佳彦）

わかりました。薬草の話なんですけど、今、この国自体が薬用作物を国内需要が増大しとるんで輸入に頼るところがあると。

その中でも輸入の一番の相手国は中国です。中国は国内でも増えてるといふところと、資源の乱獲による量の低下で薬用作物の安定供給が国としての課題になつとると。農林水産省と薬用でございますんで厚生労働省もかんでます。日本漢方薬協会か何かそんなとこ

と手を組んで企業とのつなぎとかやるというふうなことの申し込みの制度が今でもあるんです。私も2年前に研修とか説明会に行ったんですけど、その中で漢方とか薬用作物として出す薬としてする場合は大前提が日本漢方薬司法書っていう仕様書みたいなのがあって、Aっていう漢方薬はこの成分、この成分、この成分、この成分がこんだけいきます。Bっていうのがこの成分、この成分というふうに細かく決められたものがあるって、まずそれをクリアしないと市場には出れないというのが1点と、昔からやられてるところって大体クリアするらしいんです。

問題は量なんですって。例えば大手のツムラさんであるとか何とかっていうところもやってくれるらしいんですけど、やっぱり最終的に合えへんのが、生産者と購入、出荷する購入者の間の量の折り合いがつけへん。向こうとしては単価は高いんですけど、高い分うちの会社へ全部入れてくださっていわゆる契約栽培になりますから、例えば1トン欲しいですっていうたら800になってもその分をお金で保証するか物で保証するかになるのでリスクがあるっていうところでなかなか難しいっていうところがあります。

富貴のほうで確かにトウキなり要は真剣にやろうとするならば、例えば基盤整備とか機械でできるようにとかしていかんとなかなか難しいので、今、農振のアンケートって多分皆さんの家に送ったと思うんです。回答されてる方もされてない方もおられると思うんですけど、その中でも大体40%ほどぐらいの回答で何%か富貴で基盤整備をしてほしいというような御意見もあったんで、今、国の事業で基盤整備して農地中間管理事業使って担い手への集積を8割以上したら負担金要らんようになる事業とかもあるんで、富貴、その事業って5ヘクタールいるんですよ。

5ヘクタールの基盤整備ができるって富貴しかないんですよ。富貴でもしそういうふうな例えば基盤整備をしてもええかなって思うと、したいなって思う人が例えば委員さんの中でも1人、2人おるんやったら、もっと詳しい人を連れてきて喋ってもらおうと思ってるんで、もし誰かいてたら声かけてください。

議長

以上、ほかにないですか。
ないようでしたら、本日の会議は終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。

*****午前11時14分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月12日

会 長 _____

署名委員 7番 _____

署名委員 8番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。